

地方厚生（支）局医療課長
 都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）長
 都道府県後期高齢者医療主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C 対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成24年12月12日に提出すべき、平成24年4月分から平成24年9月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成25年2月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
市立貝塚病院 大阪府貝塚市堀3丁目10番20号	平成25年2月1日から 平成25年2月28日まで
静岡徳洲会病院 静岡県静岡市駿河区下川原南11番1号	
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 神奈川県横浜市旭区矢指町1197-1	
半田市立半田病院 愛知県半田市東洋町2丁目29番地	
医療法人医仁会藤本病院 大阪府羽曳野市誉田3-15-27	
金沢医科大学氷見市民病院 富山県氷見市鞍川1130番地	

病 院 名	適 用 期 間
医療法人社団志朋会加納渡辺病院 岐阜県岐阜市加納城南通1丁目23番地	平成25年2月1日から 平成25年2月28日まで
医療法人栄和会泉川病院 長崎県南島原市深江町丁2405	
広島厚生病院 広島県広島市南区仁保新町1丁目5番13号	
産業医科大学若松病院 福岡県北九州市若松区浜町1丁目17番1号	